

パーソナルダイレクト利用規定

1. (パーソナルダイレクト)

(1) パーソナルダイレクトとは

パーソナルダイレクト（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼にもとづき、資金移動、定期預金預入、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、本サービスの対象となる取引及び内容を追加又は変更する場合があります。追加又は変更する場合には、その旨を事前に通知又は公表するものとします。この追加又は変更により、万一、お客様に損害が生じた場合には、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を本サービスの利用資格者とします。なお、お客様は、安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）又は各種パスワードの不正使用等によるリスク発生の可能性及び本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

(3) 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客様からの申込みにもとづき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

(4) 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限りません。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

(5) 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。なお、当金庫は、取扱時間を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知又は公表するものとします。

(6) 手数料等

① 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の方法により表示する手数料（以下「利用手数料」といいます。）をいただきます。当金庫は、利用手数料を普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）、ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）、総合口座取引規定及び当座勘定規定（一般当座用）にかかわらず、通帳・お引出票・キャッシュカード又は当座小切手の提出を受けることなくお客様が申込書により届け出る代表口座から当金庫所定の日に自動的に引落としします。

なお、当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知又は公表するものとします。また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。

② お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の方法により表示する諸手数料

を支払うものとし、前号と同様の方法により引落しします。なお、諸手数料は、提供する本サービスの追加又は変更に伴い、新設又は変更する場合があります。新設又は変更する場合には、その旨を事前に通知又は公表するものとし、

2. (本人確認)

(1) 本人確認の手段

お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます。）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとし、本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとし、

- ① 契約者 I D（利用者番号）
- ② 利用登録用パスワード
- ③ ログインパスワード
- ④ 確認用パスワード

(2) 利用登録用パスワードの届出

利用登録用パスワードは、お客様が指定する暗証番号とし、お客様から当金庫所定の方法により届け出るものとし、

(3) お客様カードの送付

当金庫は、契約者 I D（利用者番号）及び確認用パスワードを記載したお客様カードを貸与するものとし、お客様が当金庫に届け出た氏名、住所に宛てて郵送します。

(4) ログインパスワードの登録・変更

- ① お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを登録します。なお、ログインパスワード登録時における本人確認方法は、次に定めるとおりとし、
 - A お客様が指定した利用登録用パスワード、お客様カードに記載された契約者 I D（利用者番号）及び確認用パスワードを端末からお客様自身が入力します。
 - B 当金庫は、お客様が入力した各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
- ② ログインパスワードの変更も上記の方法により行うものとし、

(5) 本人確認手続

① 取引の本人確認及び依頼内容の確認

お客様の取引時の本人確認方法及び依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとし、

A 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。

B 当金庫は、お客様が入力した各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- a お客様の有効な意思による申込みであること。
- b 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

- ② 当金庫が前号の方法に従って本人確認をし、取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために損害が生じた場合は、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合又は第 15 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(6) お客様カードの取扱い

① お客様カードは、お客様ご本人の責任において厳重に保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、すみやかにお客様カードを返却するものとします。

② お客様がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、取引の安全性を確保するためすみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により取扱店に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫はこの届出にもとづく所定の手続きの完了前に生じた損害について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合又は第15条に定める場合を除き、責任を負いません。

なお、お客様カードの再発行の依頼は、当金庫所定の書面により行うものとし、再発行にあたっては、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。この場合、本契約は一旦解約のうえ再契約することとなります。また、再発行手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

③ 前号のお客様カードを失った旨の届出は、電話で行うことができますが、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により取扱店に届け出てください。この場合、当金庫は前号と同様に取り扱います。

(7) 番号等の管理

① 番号等は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。特にログインパスワードを記載したメモ等とお客様カードと一緒に保管又は携帯することは避けてください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号の登録を避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

なお、番号等について、当金庫職員が連絡したり、取引等関係なくお客様から聞き出したりすることはありません。

② 番号等につき偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合は、取扱店に直ちに届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。

この届出にもとづく所定の手続きの完了前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合又は第15条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

③ 本サービスを利用するにあたり、パスワードの誤入力が続いて当金庫所定の回数行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、次の方法により再開手続きを行ってください。

A ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、第2条4項と同じ操作により、ログインパスワードを変更してください。

B 確認用パスワード相違に伴う再開手続きは、取扱店に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

3. (取引の依頼)

(1) サービス利用口座の届出

① お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を申込書により当金庫に届け出てください。

- ② 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類及び本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- ③ 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- ④ 届出可能なサービス利用口座は、取引している当金庫本支店内のお客様名義の口座のみとします。
- ⑤ サービス利用口座の追加・変更及び削除については、当金庫所定の申込書により届け出てください。
- ⑥ 前5号にもとづく届出又は変更にかかるサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条にもとづく本人確認の終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座に関する届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

- ① 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、端末に依頼内容を表示しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫が指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で、当該取引の依頼が確定したものとします。なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。
- ② 前号の取引について、その実施結果をお客様の責任において照合してください。万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を取扱店に連絡してください。この連絡がなかったことによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

4. (ご利用限度額)

お客様は、本サービスによる1回あたり及び1日あたりのご利用限度額を設定できるものとします。なお、1日あたりのご利用限度額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。

ただし、ご利用限度額は当金庫所定の方法により表示する金額の範囲内とします。また、当金庫は、この上限金額を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知又は公表するものとします。

5. (資金移動取引)

(1) 取引の内容

- ① 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼にもとづき、お客様の指定した日(以下「指定日」といいます。)に、お客様の指定する支払指定口座(以下「支払指定口座」といいます。)からお客様の指定する金額を引落しのうえ、お客様の指定する当金庫本支店又は当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指

定口座」といいます。)宛てに振込依頼を発信し、又は振替の処理を行う取引をいいます。
なお、日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

また、振込の受付にあたっては、当金庫所定の方法により表示する振込手数料をいただきます。なお、振込手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

- ② 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱い、支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合又は支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
- ③ 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料との合計金額又は振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込又は振替の手続をします。
- ④ 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）、ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）、総合口座取引規定及び当座勘定規定（一般当座用）にかかわらず、通帳・お引出票・キャッシュカード又は当座小切手の提出を受けることなく当金庫所定の方法により取り扱います。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。
 - A 振込又は振替時に、振込金額と振込手数料との合計金額又は振替金額が支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - B 支払指定口座が解約済のとき。
 - C お客様から支払指定口座について支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - D 差押、相殺等やむをえない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
 - E 入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。
 - F その他振込又は振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。
- ⑥ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

(2) 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定した指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、又は依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

(3) 依頼内容の変更・組戻し

- ① 振込において、指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取り扱います。この場合、当金庫所定の方法により表示する訂正手数料をいただきます。なお、訂正手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

ただし、振込先の金融機関名、店舗名又は振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻手続により取り扱います。

- A 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。
- B 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に宛てて発信します。
- ② 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻手続により取り扱います。この場合、当金庫所定の方法により表示する組戻手数料をいただきます。なお、組戻手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。
- A 組戻の依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。
- B 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に宛てて発信します。
- C 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。
- ③ 前2号の各場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、訂正又は組戻しができないことがあります。
- ④ 訂正依頼書又は組戻依頼書等に使用された印影（又は署名）と届出の印鑑（又は署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- ⑤ 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の訂正又は組戻はできません。
- ⑥ 本項に定める依頼内容の訂正・組戻手続を行った場合、第1項第1号の振込手数料は返却しません。
- ⑦ 組戻手数料は、組戻しができなかった場合であっても返却しません。

6. (定期預金取引)

(1) 取引の内容

サービス利用口座として登録のある定期預金口座に、当金庫所定の定期預金商品につき預入することができます。なお、サービス利用端末については、パーソナルコンピュータからとし、携帯電話機からのご利用はできません。

- (2) 定期預金の新規受付等における適用利率については、受付時点ではなく、取引の実行日の利率を適用します。

7. (照会サービス)

(1) 取引の内容

お客様は、お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報及び当金庫が定める各種取引の内容を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引があったものに限ります。

(2) 照会後の取消・変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない

事由により変更又は取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (通知サービス)

(1) 取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録した口座について、入出金取引等が発生した際には、お客様の指定するEメールアドレスに宛ててEメールを送信し、お取引のあった旨をお知らせします。

(2) Eメールの遅着・不着

通信混雑、通信機器若しくは回線障害及びインターネットの特性等の事由により、第1項のEメールが遅着・不着となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合又は第15条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

9. (税金・各種料金払込みサービス)

(1) 取引の内容

① 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会及び支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払い込むことができるサービスをいいます。

② 料金払込みサービス1回あたり及び1日あたりの利用上限金額は、当金庫所定の方法により表示する金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知又は公表するものとします。

③ 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条における振込取引と同様の取扱いとします。

④ 一度依頼した払込みは取消できないものとします。

⑤ 当金庫は、お客様に対し、払込みにかかる領収書を発行しません。

⑥ 収納機関の請求内容及び収納機関での収納手続の結果など、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

⑦ 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

(2) 利用の停止・取消等

① 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続を行ってください。

② 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には、料金払込みサービスを利用できません。

③ 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消となることがあります。

10. (資金移動ロック取引)

(1) 取引の内容

- ① 当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼にもとづき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動及び料金払込みサービス（以下「資金移動等」といいます。）の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、又は利用停止を解除するために「一時ロック解除」又は「ロック解除」を設定することができます。
- ② 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止します。
- ③ 本取引により「一時ロック解除」又は「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、又は資金移動等を完了することにより、自動的に資金移動等の利用を停止します。

(2) 障害時の対応

当金庫は、通信障害又はシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」又は「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

11. (届出事項の変更等)

本サービスにかかる印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により取扱店に届け出るものとします。なお、変更の届出は、当金庫の変更手続が終了した後に有効となり、この届出の前に生じた損害について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合又は第15条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

12. (取引の記録)

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての当金庫における電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。

13. (海外からの利用)

海外からは、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等によりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

14. (免責事項等)

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむをえない事由があったとき。
- ② 当金庫又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

(2) 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性及び本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(3) 端末の障害

本サービスに使用する端末及び通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保してください。当金庫は、本契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、又は成立した場合、それにより生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(4) 郵送上の事故

当金庫が発行したお客様カードについて、郵送上の事故等、当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます。）がお客様カードの裏面に記載の契約者ID（利用者番号）及び確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第15条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

15. (パスワード等の盗取等による不正な資金移動)

(1) 補償の要件

お客様の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ① お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
- ② 当金庫の調査に対し、お客様から十分な説明が行われていること。
- ③ お客様が警察署に被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力していること。

(2) 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失又は過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部又は一部について補償しない場合があります。

(3) 適用の制限

前2項は、第1項にかかる当金庫への通知がお客様の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償しません。

- ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われた場合
 - B お客様の被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、又は、これに付随して不正な資金移動等が行われた場合
 - ③ お客様が反社会的勢力に該当する場合
- (5) 既に払戻し等を受けている場合の取扱い
- 不正な資金移動等の原資となった預金について、当金庫がお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が補償を行った場合の取扱い
- 当金庫が第2項の規定にもとづき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (利用停止等)

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (解約等)

(1) 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に申込書を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 代表口座の解約

代表口座を解約する場合は、本契約の解約手続をしてください。

(3) サービス利用口座の解約

サービス利用口座を解約する場合は、当該口座について本サービスから削除の手続をしてください。

(4) サービスの強制解約

お客様に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、通知により本契約を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。

- ① 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき。
- ② 住所変更等の届出を怠る等により当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
- ③ 支払の停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- ④ お客様に相続の開始があったとき。
- ⑤ 番号等の不正使用があったとき又は本サービスを不正利用したとき。
- ⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。
- ⑦ 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ⑧ お客様カードが郵便不着等で返戻されたとき。
- ⑨ お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本契約の解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑩ 本サービスのご契約先が存在しないことが明らかになった場合又は本サービスがご契約先の意味によらずに契約されたことが明らかになった場合
- ⑪ 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑫ ご契約先が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑬ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑭ お客様が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- ⑮ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- ⑯ 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき。

(5) 処理未了の取引

本契約が解約により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼について、当金庫は処理をする義務を負いません。

(6) お客様による取引の中止

お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「I B取引中止」といいます。）することができます。

I B取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、I B取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体の効力は失わないものとします。

- ① I B取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- ② 本サービスを再開する場合は、お客様は取扱店に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
- ③ I B取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

18. (通知等の連絡先)

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先に宛てて通知・照会・確認を発信若しくは発送し、又は送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によりこれらが延着又は到達しなかったときでも、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害並びに電話・Eメールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. (規定等の適用)

本規定に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種預金規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定並びに当座勘定規定（一般当座用）及び当座勘定貸越約定書により取り扱います。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

21. (契約期間)

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にお客様又は当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

2 2. (機密保持)

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫及び第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

2 3. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本契約の準拠法は日本法とします。
- (2) 本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 4. (譲渡・質入・貸与の禁止)

本契約にもとづくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

2 5. (サービスの終了)

当金庫は、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部又は一部が利用できなくなります。

以 上

(2020年5月11日現在)